

第9回米原市定例教育委員会

日 時：平成18年9月20日

15時00分開会

場 所：米原市役所山東庁舎

3階 第2委員会室

出席者 教育委員：松寫委員長 山岡委員 戸田委員 丸本委員
瀬戸川教育長

学校教育課：山本課長補佐

生涯学習課：藤田課長補佐

文化スポーツ振興課：中井課長

教育総務課：中谷課長・丸本補佐

書 記 教育総務課：二之宮

1) 開会あいさつ

松寫委員長

2) 議事

議案第25号 平成19年度使用一般図書の採択について

山本補佐より概要説明

承認

議案第26号 米原市伊吹薬草の里文化センター指定管理者公募要項について

中井課長より概要説明

松寫委員長：近隣の団体で申請予定はあるか。

中井課長：現段階では伊吹山麓事業団からの申込みを期待している。

承認

議案第27号 米原市米原公民館、米原野球場およびすぱーく米原指定管理者管理要項について

藤田課長補佐より概要説明

瀬戸川教育長：指定管理の機関は山東公民館の実施にあわせて4年を計画している。

松寫委員長：伊吹グラウンドはどうなるか。

中井課長：体育館横のスパークは山麓事業団の直営となる。

山岡委員：指定管理が終了し、同じ団体に指定管理を更新する場合、最初から審査が必要

となるのか。

瀬戸川教育長：検討委員会、指定管理委員会で実績等を踏まえて、更新について審議する機関がある。今回の米原公民館等は、総合的に判断して、指定管理者としてふさわしい組織であると委員会で審査していただいている。このため、今回の教育委員会では、特定で実施することの承認をいただきたい。

山岡委員：教育委員会としては何を審議すればよいのか。

中谷課長：公募によらない特定の指定管理導入を目的として作成した要項を承認していただき、今後、特定で実施していくことでよいか審議いただきたい。その結果を踏まえて選考委員会に諮ることとなる。

山岡委員：特定で実施する場合は、現在の指定管理者に申請を要請するのか。

中谷課長：基本的に申請があつての指定管理となる。

山岡委員：指定管理について教育委員会としての職務がはっきりしていないので、職務がわかるよう説明書等を作成いただきたい。

中谷課長：教育委員会で承認を得ない限り議会に付すことができないので、教育委員会での承認は必要となる。

山岡委員：特定にする旨の告示はするのか。

中井課長：議会が終わってからの告示となる。

山岡委員：議会が終わってからとなると、異議申し立てはできないのか。

中井課長：選考委員会で選考され、審査機関を通るため実質的な審査がされていると判断している。

承認

議案第28号 米原市近江公民館および近江グランド指定管理者管理要項について

中井課長より概要説明

戸田委員：平成17年度に利用者数が激減しているが、平成15年度に工事があつたため、平成15年に公民館の工事が入つたため、平成17年度と平成15年度が逆になっていないのか。

藤田補佐：確認したところ、カウント方法により減少しているとのことである。

松嶋委員長：平成16年度と平成17年度はどちらが利用状況はどうか

藤田補佐：平成17年度の利用者が多い。

松嶋委員長：カウントの仕方がおかしい場合は十分に確認し説明できるようにしていただきたい。

山岡委員：米原市として統一したカウントの方法が必要である。

丸本補佐：確認したところ入場者数でなく、各部屋を利用した人数で従来は計上していたため、部屋を使用した分だけ利用者は上がつていたということである。

山岡委員：括弧等でカウントの変化がわかるようにしておく必要がある。

利用者数を明解にすることで承認

議案第29号 米原市伊吹山文化資料館指定管理者管理要項について

議案第30号 米原市柏原歴史館指定管理者管理要項について

議案第31号 米原市醒井宿資料館指定管理者管理要項について

中井課長より29号から31号まで説明

山岡委員：公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例を確認させていただきたい。

（条例を確認）

松嶋委員長：平成17年度と平成18年度と比べると入館者数の変化はどうか。

中井課長：平成18年度は途中であるため、見込みではあるが、横ばい状態である。

松嶋委員長：伊吹資料館ボランティアの方々は今後も協力していただけるのか。

中井課長：伊吹資料館は地域に密着した運営を目指すということもあり、できる限り、現状組織で継続できるよう努力したい。

山岡委員：本要項は、募集によらない指定管理者のみだけでなく、公募指定管理にも対応できる要項なのか。

中井課長：公募の場合はすでに公募手続きをおこなっており、それ以外の指定管理は特定となる。

山岡委員：指定管理者を公募とするか特定とするかの決定機関は。

中井課長：公の施設見直し検討委員会で検討し、決定している。

山岡委員：検討委員会には教育施設も含んでいるのか。

中井課長：教育機関も含まれる。

瀬戸川教育長：手続き上は検討委員会で検討され教育委員会で決定することとなる。

戸田委員：本要項と公募に使用する要項との違いはあるのか。

中井課長：市統一の様式を使用しているため、公募であっても違いはない。

山岡委員：提案理由は特定の指定管理を導入という内容になるのではないのか。

中井課長：すでに条例を作成しており、今回は募集するための要項の提案となる。

松嶋委員長：公募しないということを教育委員会で承認するのが先となるのではないのか。

瀬戸川教育長：教育委員会で承認された内容を選考委員会に提出する。この議案は選考委員会に提出するための案となっている。

山岡委員：では教育委員会ではなにを審議するのか。手続き上の遺漏がないようにしておきたい。

中谷課長：教育委員会では公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第2条ただし書第2号及び第3号により公募を実施しないということを決定いただきたい。

山岡委員：公募を実施しない特定とする旨決定した後に要項の提案となるのではないのか。

中谷課長：公募の場合は指定管理者公募要項となり公募によらない場合は本要項のとおり管理要項となるため、本要項で特定の審議と要項の審議をまとめた提案させていただく形になる。

山岡委員：薬草の里文化センターの要項は指定管理者公募要項となっているのか。

中井課長：指定管理者公募要項となっている。

中谷課長：管理者が決定してから契約内容により最終の要項作成となるため。提案理由は募集によらない指定管理者と訂正してはどうか。

山岡委員：要項に掲げる応募資格という表現は不適切ではないか。

世森課長：契約管理課の提示した様式どおりに作成している。

松嶋委員長：内容については再度確認していただき、手続きについてはわかりやすい資料で説明いただきたい。

「募集によらない指定管理者とするため」に訂正し承認

議案第32号 米原市山東 B&G 海洋センター指定管理者管理要項について

議案第33号 米原市伊吹 B&G 海洋センター、米原市伊吹第1グラウンドおよび米原市伊吹第2グラウンド指定管理者管理要項について

中井課長より概要説明

松嶋委員長：議案第33号はまとめて一つの指定管理者とするのか。

中井課長：まとめて一つの指定管理者となる。

松嶋委員長：指定管理者の事務所はどこになるのか。

中井課長：現在は指定管理者が決定していないが、指定管理を実施する事業所が事務所となる。

戸田委員：この要項は応募資格でなく指定管理者の資格となっているが先ほどの内容と違うのではないか。

中井課長：確認して対応する。

募集によらない指定管理者とするために訂正し承認

議案第34号 後援名義使用承認について

- ・第74回山東囲碁大会
- ・赤い鳥グループ第16回定期演奏会
- ・徳源院「紅葉コンサート」
- ・伊吹山お花畑環境保全事業
- ・第1回伊吹ふれあい体育祭

中井課長より概要説明

松嶋委員長：観音寺まつりは後援していないのか。

中井課長：後援要請がなかったため後援はしていない。

承認

- ・滋賀県立大学 移動公開講座
- ・環境サプリー2006 私たちができる地球への OMOIYARI

世森課長より概要説明

承認

- ・2006「子育てと教育を語る湖北のつどい」

山本課長補佐より概要説明

山岡委員：協力体制の中でチラシを置く場所として「庁舎」とは学校も含むのか

山本補佐：学校は含まない。

不承認

「庁舎でチラシを配布」する程度のみ承認

・親と子のコミュニケーション総合講座

宗教的な色が濃いため今回は、後援を見合わせる。

不承認

以上をもって第9回定例教育委員会を17時00分に終了した。

平成18年 月 日

上記について承認します。

教育委員長

教育委員長職務代理者

教育委員

教育委員

教育委員（教育長）